

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 8 年 3 月定例会	
議案番号 議案名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第 94 号松戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</li> <li>・ 議案第 96 号松戸市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>・ 議案第 97 号松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>・ 議案第 98 号松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について</li> </ul>
議員名・会派名等	日本共産党 山口正子
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。</p> <p>非公式の場に、議会で発言もしていない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるという考えから、以下、本会議や委員会などの公の場で討論した内容を掲載します。</p> <p>2026 年 3 月 24 日 本会議 討論 日本共産党の山口正子です。</p> <p>日本共産党の山口正子です。健康福祉常任委員長の報告にありました 6 議案のうち 4 つの議案 94 号・96 号・97 号・98 号について、会派を代表して反対の討論を行ないます。</p> <p>まず、議案第 94 号特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてです。この議案は、「こども誰でも通園制度」を R8 年度から松戸市で本格実施するための運営基準を定めるものです。</p> <p>質疑は、主に 3 点、1 つ本格実施に向けた市の今年度の取り組み、2 つ課題は何か、3 つ新年度に向けた変更点について、行ないました。</p> <p>1 点目、今年度の実施状況については、利用登録人数は 389 人のうち 162 人が実際に利用している。3 歳の誕生日が来ると利用できなくなる。実施施設は公立保育所 6 カ所、民間保育施設 11 カ所、幼稚園 8 カ所の合計 25 カ所。定員は 2 名、6 名、10 名、15 名と施</p>

設によって違う。通常保育の定員に空きがある時に利用できる、余裕活用型では定員を設けていないところが多い。1回の利用時間が2.5時間くらいだが、食事の提供は25施設中16施設が提供している。アレルギー対応などは利用一週間前までの事前面談でしっかり把握する。保護者が支払う負担金は利用料金300円と食事料金だけ。医療的ケア児の受け入れは今年1月半ばから公立保育所で1名だけだった。

2点目、課題として、通常保育に空きがある時に利用できる余裕活用型では安定した利用枠を設けられない。また、医療的ケア児の受け入れについて周知が不十分だった。そのため公立保育所では、専用の職員配置と専用室での施設を拡充して、医療的ケア児が利用できるようにする。

3点目、新年度からの変更点が7点あります。①これまでは市区町村の任意事業だったが法律に基づいて給付制度に変更される。②全国の自治体で実施され全国共通の公定価格が設定されて給付費が支払われる。③広域利用では居住自治体が費用を負担することになり、制度上の枠組みが整理される。④市内では利用登録者数は増加し、実施事業者は意向調査で現在10施設。利用時間はこれまでと同じ月に10時間まで。⑤事業者を支払う利用単価はこれまでは、1名につき850円だったが公定価格として設定される予定であり、国が示しているのは0歳児1700円、1・2歳児1400円、障がい児などに対しては加算がある。⑥利用者の負担はこれまで同様1名300円を事業者を支払う。食事料金負担は施設によって違う。⑦保育士配置は公立保育所では1歳児5対1だが、民間には6対1のところに5対1に強制はできない。との答弁がありましたが、子どもの安全確保と保育の質の確保にとって問題と考えます。

松戸市は施設ごとに人材確保ができた施設から実施するとのことですが、全国的に事業が開始されますと保育士の争奪戦になり、保育士の人材確保が困難になると考えます。こども誰でも通園制度事業には、経験のあるベテラン保育士を配置するという一方で、通常保育にしわ寄せが起こる制度です。既存の保育の質を下げる恐れがあります。今でも厳しい保育現場です。「こども誰でも通園制度」の実施によって、これまでの保育の質の低下を招くようなことがあってはなりません。現場で働く保育士が働き甲斐と展望を持って、

継続的な保育に当たれるような環境整備こそ求められます。

政府はこの制度を「保育」といわずに「通園支援」としており、「保育」と呼べない内容を保育園に押しつけようとしています。制度が似ている一時預かり事業との整理が必要です。

こども誰でも通園制度について、根本的に反対しているわけではありません。子どもの成長・発達と保護者の育児を支える、安心・安全な保育とする保育士配置体制が必要と指摘します。また働く人にとって喜びとなっているのか冷静に考えていただきたい。現在の状況での本格実施は拙速であるため、この議案に反対いたします。

次に、議案 96 号は、市内の公立保育所で「こども誰でも通園制度」事業が実施できるようにするための条例制定を行なうものです。質疑は議案 94 号と一括とのことでしたが、私を含め把握不十分で議案 96 号について質疑・討論ができませんでした。

公立保育所では待機児童解消対策として、数年前に敷地内にプレハブを整備したのですが、その後 0～3 歳未満児の受入れを 3 施設で中止しました。ところが今度は 3 歳未満児の「こども誰でも通園制度」を、プレハブを利用して行なうこととなります。本来 0 歳から就学前まで連続した保育を希望する保護者は多いのですが、最初は小規模保育施設を利用して 3 歳で再度保育所を探す保活をしなければなりません。R8 年度松戸市では、第 1 希望の保育所に入所できる達成率は 59.6%、6 割弱との報告があります。子どもの最善の利益(子どもにとって最も良いこと)が考えられているのか疑問です。預けられればいい、大人の都合優先になっていないか、経済優先になっていないか、市の公立保育所に対する歪みを指摘致します。

以上公立保育所の問題と合せて、先の 94 号議案で指摘したような問題があり、現在の状況ではこども誰でも通園制度の本格実施は拙速であり、この議案に反対といたします。

次に、議案第 97 号松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

この議案は、子ども・子育て支援金を国保を含めた保険料から徴収すること、また保険加入者の医療費が増加しているため保険料を上げるといったものです。

これまでは国保会計に一般会計から赤字繰入を行なっていましたが、国からの方針で R8 年度から R11 年度までの 4 力年で赤字繰入を解消する。R8 年度の保険料は、1 人当たり年間 13,229 円引き上げられ 128,401 円 になるという市の説明でした。

1 人当たりの引き上げ額 13,229 円のうち子ども子育て支援金額は 4,262 円が含まれ、なぜ保険料から子ども子育て支援金を徴収するのか筋違いです。子ども家庭庁は国の予算から財源を捻出すべきと指摘致します。これは 2 年前の世論調査で政府の方針に対して 74%が保険料からの徴収に反対しています。日本共産党だけが指摘していることではありません。ましてこの子ども子育て支援金が国民健康保険事業に使われるものではないと、市も答えています。本来の医療保険とは全く違うものです。

今回の引き上げは物価高もあって加入者にとって大変大きな負担となり生活がさらに厳しくなります。R9 年度からの赤字解消計画の中で、国保加入者は減少するが医療費は増加することが見込まれています。市では国保の実質収支改善に向けた対策として大きく 3 点ホームページでは示されています。その内の 1 つに、国への要望として、国による財政支援を拡充すること、低所得者世帯や子育て世帯に対する負担軽減策を国の責任と負担においてさらに拡充・強化すること、と書かれています。このように市として国へ要望されているわけですから、子ども子育て支援金を保険料から徴収することは筋違いではないかと、国に言うべきだと指摘致します。

税でもない保険でもない新たな負担を公的保険料に紛れ込ませることはおかしいことです。この方式が前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険料が流用される危険があります。また、

今回の子ども子育て支援金は、後期高齢者医療からも徴収され 1 人当たり 2,561 円で、年間 1 万 7,477 円の引き上げとなり R8 年度の後期高齢者医療の 1 人あたりの年間保険料は 10 万 1,404 円になると聞いています。

以上、こども子育て支援金は国庫負担で対応すべきとのべまして、この議案への反対討論と致します。

次に、議案第 98 号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

昨年の税制改正によって 103 万円の壁が引き上げられ、給与所得控除の金額が拡大すると市民税で非課税の人が増加します。所得によって介護保険料が設定されていますので、介護保険料を引き下げることができる対象者はいます。103 万円の壁の引き上げの影響額は国の試算では約 1%と言われており、市の介護保険料は 93 億円ですから 1%は 9,300 万円になります。保険料引き下げに介護準備基金を使えば十分可能な金額です。

しかし、国は介護保険第 9 期は R8 年度までなので、保険料の引き下げも引き上げもしないという方針通り、市の条例改正が提案されました。国は一律に線を引き押しつけますが、介護への国の責任はドンドン後退させ、介護軽度者の切り捨てやサービス削減を自治体にも市民にも迫っています。介護の社会化という目標に逆行を深めるこの制度が抱える本質的矛盾を指摘します。

日本共産党は大きな負担となっている介護保険料を引き下げようこれまでも求めてきました。今回は保険料を引き下げられるチャンスでしたが国も市も引き下げない。103 万円の壁の引き上げによる介護保険料の引き下げの恩恵を受けられない対象と、保険料引き上げはされないという恩恵を受けられる対象との不平等があることを指摘致します。

103 万円の壁の税制改正を反映しないこの条例改正には反対と致します。

以上で私の討論を終わります。